共

大学の学費の値下げ及び奨学金の拡充に関する意見書（案）

近年、国立・私立大学の授業料の引上げが相次いでいる。国立大学では、平成３１年度に東京工業大学、東京芸術大学、令和２年度に一橋大学、千葉大学、東京医科歯科大学、令和６年度に東京農工大学、令和７年度は東京大学が、授業料について、文部科学省が定める年額の標準額である５３万5,800円を上回る額への引上げを行い、このうち多くの大学が、増額の上限である標準額の２割増の６４万2,960円へ引き上げた。

私立大学でも、早稲田大学、慶応義塾大学、明治大学、立命館大学、同志社大学などで値上げが相次ぎ、物価高騰の下で大幅な値上げやスライド制の適用などが行われている。

授業料の引上げの背景には、国立大学法人への運営費交付金の削減や、私立大学への補助金が極めて貧弱なことがある。大学等の授業料等の減免制度の対象に、３人以上の子どもを扶養する世帯が追加されたが、学業要件の厳格化が行われた。様々な条件により対象を線引きする制度では、全ての学生の学ぶ権利を保障することはできない。

大学生、卒業生及び子育て世帯は、高額な学費、貧弱な奨学金制度、利子も含めた奨学金の返済により、既に重い負担を強いられている。学生は、学費や生活費を賄うためのアルバイトに時間を割かなければならず、勉学や研究に集中できない状況が生じている。学費の引上げは、若者の教育を受ける権利を奪い、未来を奪い、大学の活力や研究の質の低下を招き、社会にも大きな損失を与えるものである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、高等教育の学費の無償化を目指し学生の学ぶ権利を保障するため、次の事項を実現するよう強く要請する。

１　国立大学法人運営費交付金及び私立大学経常費補助金を大幅に増額し、各大学の授業料引下げを誘導すること。

２　全ての学生に給付型奨学金を支給すること。

３　奨学金を返還する必要がある全ての者が奨学金の返還の減免の対象になるよう制度を大幅に拡充すること。

共

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年６月　　日

東京都議会議長　　増子　ひろき

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
宛て